



新津商工会議所

No.379-1 2018年1月23日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

*** 2月の主なスケジュール ***

開催日時	種別	内容
2月 16日(金) 19日(月)	相談会	決算申告相談会 詳細は今月号をご覧ください。ご予約はお早めに!

金融情報 日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 15年以内	基準利率 1.81%~2.40%
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> ・申告決算書 最近2期分(申告されている場合) ・見積書(設備資金をお申込の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込の場合)

★お申込み・お問い合わせ先★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:0250-22-0121)まで。

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)
2月 6日(火)・ 3月 6日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)
2月 13日(火)・ 3月 13日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご予約をお願いします。(TEL:0250-22-0121)

金融情報 経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.11% ※2018年 1月18日現在
-------	---------	------------	---------------	----------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL: 0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。

(北部地区:遠山、東・南部地区:近藤、西部地区:真野)

経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

有期契約労働者(パート・アルバイト等)の

無期転換ルールが平成30年4月から本格化します!

無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールのことです。

有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者(パートタイマーやアルバイトなどの雇用期間が定められた社員)の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されます。

(通年5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。)

「無期転換申込権」が発生するのはどのような場合?

1. 有期労働契約の通算期間が5年を超えている
2. 契約の更新回数が1回以上
3. 現時点で同一の使用人との間で契約している

※無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合がありますので、慎重な対応が必要です。

●お問い合わせ先

新潟労働局雇用環境・均等室 TEL:025-288-3527

決算・消費税申告相談会

(事前に日時の予約をしてください。)

《 所得税 》○日 程：2月16日(金)・19日(月)
3月 1日(木)・ 2日(金)・ 5日(月)・ 6日(火)
《 消費税 》○日 程：3月22日(木)・23日(金)
○時 間：9:00~12:00/13:00~16:00
○会 場：新津商工会議所 3F

※所得税・消費税相談会は待ち時間短縮のため時間予約をお願い致します。
※わかるところは記入してきてください。
※所得税・消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。
ご了承ください。

※マイナンバー制度導入に伴い、申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピーをご用意下さい。
なお、扶養控除を受ける方がいる場合はマイナンバーが確認できるもの(メモ等)をご持参下さい。

※昨年の決算書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、e-TAX送信で提出した人などへは申告書・決算書が送付されなくなります。
予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

※税理士関与の方はご遠慮ください。

《 主 催 》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

「さつき共済」配当金のお知らせ

さつき共済制度の配当額が決まりました。
ご加入の皆様には今年度の配当金として還元致します。
※保険期間：平成28年11月1日~平成29年10月31日分
※配 当 率：40.5232% (1円当たり)
※振 込 日：平成30年1月25日(木)
※振 込 先：指定口座
今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。



経済産業省委託事業

事業承継個別相談会のお知らせ

このような心配事はございませんか？

後継者に継がせることになったが、
どのような手続きが必要なんだろう。

零細企業や個人事業所でも相談できる
だろうか。

後継者がいない中、今後会社は存続
していけるだろうか。

自社を他の企業に譲渡したいがどの
ように進めていけばよいだろうか。

事業承継について新潟県事業引継ぎ支援センターから専門家を招いた相談会を以下の日程で開催いたします。相談無料・秘密厳守、お気軽にご相談ください。

- ・平成30年2月 7日(水) 13:30~16:30 (予約制)
 - ・平成30年3月22日(木) // //
- ※会場はいずれも新津商工会議所となります。

相談会の申込みは当所(0250-22-0121)までご連絡下さい。

問い合わせ先：新潟県事業引継ぎ支援センター TEL025-246-0080

平成30年2月1日から年金事務所に おける窓口が一部変更になります！

新潟東年金事務所の厚生年金保険・健康保険・船員保険の「適用・徴収業務」を新潟西年金事務所に移管・集約することになりました。

これに伴い、新潟東年金事務所管轄であります新潟市秋葉区内の事業所をはじめ、新潟市北区、東区、中央区(信濃川以东の地域)、江南区、南区、五泉市、東蒲原郡の事業所においても事業主の皆様の手続きやご照会などの窓口が新潟西年金事務所へ変更になります。平成30年2月1日以降は、新潟西年金事務所へご照会ください。(新潟西年金事務所 代表電話 025-225-3008)

また、届書につきましては、日本年金機構 新潟事務センター(〒950-8611 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル2階)へ直接郵送をお願いします。

なお、年金相談及び国民年金に関する業務は引き続き、新潟東年金事務所および新潟西年金事務所で行っております。